

「各種事務事業の取扱い（その１）」に関する参考資料

1 協議・調整の経過

平成15年5月、上越地域法定合併協議会準備会事務局では、事務事業の調整に当たり、「事務事業の水準等に関する調査」を実施しました。この調査では、上越市が実施している1,678件の事務事業の合併後の水準について、各町村の意向を、合併時から上越市の制度に統一、合併後、段階的に上越市の制度に統一、合併時から新制度、新基準を適用、合併後、段階的に新制度、新基準を適用の4つの区分で調べました。なお、調整対象の事務事業数は、その後の追加等により平成15年10月17日現在で1,705件となっています。

今回の第2回上越地域合併協議会に提案する調整案は、この1,705件のうち、分科会（各市町村の係長で構成）及び専門部会（各市町村の課長で構成）での協議を経て、幹事会において調整された1,294件の事務事業についてのものです。

なお、調整対象の事務事業の総数は、上越市が実施している事務事業1,705件に、各町村の独自の事務事業1,137件を加えた2,842件となります。

2 調整案の内容と件数

（１）第2回上越地域合併協議会に調整案を提案する事務事業

「合併時から上越市の制度に統一」するもの 事務事業は P1～9のとおり	1,294件
--	--------

（２）全体構成

区 分	件 数
調整対象事務事業総数	2,842件
第2回上越地域合併協議会に調整案を提案する事務事業の数	1,294件 (45.5%)
第3回上越地域合併協議会以降に調整案を提案する事務事業の数	1,548件